

平成 22 年第 7 回防府市議会定例会会議録（その 6）

○平成 22 年 12 月 21 日（火曜日）

○議事日程

平成 22 年 12 月 21 日（火曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 災害土砂処理委託調査特別委員会委員長報告
- 4 決議第 4 号 防府市長松浦正人君に対する問責決議（追加）
- 5 議案第 99 号 防府市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について
議案第 103 号 防府市手数料条例中改正について
（以上産業建設委員会委員長報告）
- 6 議案第 101 号 防府市建築審査会条例の制定について
議案第 104 号 防府市手数料条例中改正について
（以上産業建設委員会委員長報告）
- 7 議案第 100 号 防府市都市下水路条例の制定について
議案第 102 号 防府市水道事業給水条例の全部改正について
議案第 106 号 防府市下水道設置及び管理条例中改正について
議案第 107 号 防府市都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例中改正
について
議案第 108 号 防府市水道事業の設置等に関する条例中改正について
（以上産業建設委員会委員長報告）
- 8 議案第 109 号 平成 22 年度防府市一般会計補正予算（第 10 号）
（各常任委員会委員長報告）
- 9 議案第 110 号 平成 22 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）
（総務委員会委員長報告）
議案第 111 号 平成 22 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
（産業建設委員会委員長報告）
- 10 選任第 14 号 防府市公平委員会委員の選任について
- 11 議案第 113 号 損害賠償の額を定めることについて
- 12 議案第 114 号 平成 22 年度防府市一般会計補正予算（第 11 号）

- 13 意見書第 3号 外国資本等による土地の買収等に関する法整備を求める意見書
- 14 意見書第 4号 安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書
- 15 意見書第 5号 山口県福祉医療費助成制度の一部自己負担導入の撤回を求める意見書
- 16 決議第 3号 北朝鮮の韓国・大延坪島砲撃に関する決議
- 17 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 18 許可第 1号 防府市議会議員の辞職について（追加）
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（27名）

1番	松村学君	2番	土井章君
3番	河杉憲二君	4番	高砂朋子君
5番	原田洋介君	6番	中林堅造君
7番	山本久江君	8番	重川恭年君
9番	斉藤旭君	10番	山田耕治君
11番	青木明夫君	12番	藤本和久君
13番	三原昭治君	14番	木村一彦君
15番	横田和雄君	16番	安藤二郎君
17番	山根祐二君	18番	今津誠一君
19番	弘中正俊君	20番	大田雄二郎君
21番	佐鹿博敏君	22番	田中健次君
23番	久保玄爾君	24番	山下和明君
25番	伊藤央君	26番	田中敏靖君
27番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君																								
会	計	管	理	者	古	谷	友	二	君	財	務	部	長	本	廣	繁	君													
総	務	部	長	阿	川	雅	夫	君	総	務	課	長	原	田	知	昭	君													
生	活	環	境	部	長	柳	博	之	君	産	業	振	興	部	長	梅	田	尚	君											
土	木	都	市	建	設	部	長	阿	部	裕	明	君	土	木	都	市	建	設	部	理	事	安	田	憲	生	君				
健	康	福	祉	部	長	田	中	進	君	教	育	長	杉	山	一	茂	君													
教	育	部	長	山	邊	勇	君	水	道	事	業	管	理	者	浅	田	道	生	君											
水	道	局	次	長	岡	本	幸	生	君	消	防	長	秋	山	信	隆	君													
監	査	委	員	和	田	康	夫	君	入	札	検	査	室	長	權	代	眞	明	君											
農	業	委	員	会	事	務	局	長	村	田	信	行	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	高	橋	光	之	君	
監	査	委	員	会	事	務	局	長	小	野	寺	光	雄	君																

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 森 重 豊 君 議 会 事 務 局 次 長 山 本 森 優 君

午前10時47分 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。15番、横田議員、16番、安藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

災害土砂処理委託調査特別委員会委員長報告

○議長（行重 延昭君） この際、災害土砂処理委託調査特別委員会より、審査について報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。伊藤特別委員長。

〔災害土砂処理委託調査特別委員長 伊藤 央君 登壇〕

○25番（伊藤 央君） それでは、災害土砂処理委託調査特別委員会の調査について

御報告をいたします。

まず、特別委員会の設置と調査経過についてでございますが、9月16日の第4回市議会定例会での委員長報告で申し上げたとおりでございます。それ以降、委員会、また、協議会を重ねまして合計で18回の委員会、また、調査経過を整理するための12回の協議会を開催いたしました。

2点目、調査結果の概要につきましてでございますが、これも9月16日第4回定例会で御報告申し上げましたとおりでございます。

さらに、その後の経過でございますが、7ページをごらんください。

平成22年9月27日、株式会社維新が市に対し、業務延長申請書を提出しておられます。

22年10月29日、第5回防府市議会臨時会において、市長が工期を延長する行政報告を行われました。これに対し、議会は財務規則と契約の遵守を求める決議を可決しております。

平成22年11月1日、平成23年2月18日を工期とする変更契約を市は締結しております。

続いて、8ページ、本委員会の調査結果と見解でございます。これについては、多少長くなりますが、すべて御報告させていただきます。

本委員会では、これまで次の5項目につき調査を行ってまいりました。

1点目、一般廃棄物にした理由・経緯、2点目、県と市の協議内容、3点目、契約に至る経緯、4点目、国庫補助金について、5点目、一般廃棄物処理業の許可を得た経緯、以下、委員会としての調査の結果、そして、その見解を述べさせていただきます。

①一般廃棄物にした理由・経緯についてでございます。

法律相談の結果に基づいて、防府市が一般廃棄物としたことは理解できますが、その際の根拠法令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）の第4条第1項ではなくて、第6条の2第1項である。災害土砂の処理について、他市の事例からすると、他の処理方法も考えられたのではないかと推測される。

②県と市の協議内容について、市は災害土砂処理に当たり県と協議を行っているが、スケルトンなどの処理施設に対する県が許可に要する期間、県の許可が必要なのかどうか（グレーゾーン）、また、県が市に求めた具体的な処理計画の提出に対し、参考人としての意見聴取からは市と県の認識が食い違っている。

市の保管する県との協議の結果の文書を見れば、県からのアドバイスとして、「現在、施設設置許可の対象としていない、つまりグレーゾーンでございますが、スケルトンで、

ある程度大きな木くず等を除去し、そのあと人海戦術で、小さいものを取り除く方法」があったと思われます。

本委員会は他県、他市の先行事例について調査いたしました。このような問題が起きた例はありませんでした。よって今回のような災害処理については、県は市に対して弾力的な法解釈を行うなど、土砂処理が円滑に進むよう指導・協力を行っていただくことが望まれるところであります。

③使用機械の設置許可申請についてであります。

平成22年2月24日の決裁文書では、「災害土砂の分別・運搬業務につきましては、処理業の許可を有する株式会社維新と協議し分別処理は可能との回答をいただきましたが、協議の中で、分別機器は許可しているロータリスクリーンではなく、現在、県に許可申請中である自走式スクリーンを使用し分別したいとのことであった」とし、設計積算を行った結果、自走式スクリーンを使用することが安価であることから、これを設計金額とすることを伺っています。しかし、株式会社維新が県に自走式スクリーンの設置許可申請を行ったのは、契約後の同年3月15日でありました。決裁文書にある「現在、県に許可申請中である」という記載は事実と異なるものであります。

市は2月2日、県からの「先に業者を決めて、その業者に設置許可をとらす方法をされたらどうか」という提案に対し、「入札審査会におきましては、まだ資格もない、担保のとれないものについて、仮に契約をした場合、例えば、環境アセスに不備があった、あるいは技術者の配置ができなかったというようなことがあった場合については、契約の不履行になるというおそれがあるということで、大変リスクが大きい」——これは3月25日本会議の当時の副市長の答弁であります——と判断しており、慎重な姿勢を示しておりました。これに対し、許可のない機器を使用することを想定しての契約内容、これはみずから決定した方針と矛盾しております。

また、株式会社維新が自走式スクリーンの設置許可を得られなかった場合、県の許可を有しているスケルトン、トロンメルは1セットしかなく、これを使用するしかありません。その場合、契約期間の平成22年11月1日までの完工は不可能であり、契約違反となります。

さらに、起案書にある「現在、県に許可申請中である」という文言は、前述のとおり事実とは異なります。当時の嘉村副市長は、証人尋問において2月24日の時点で株式会社維新が自走式スクリーンの許可申請をしていなかった事実は「きょう初めて、ここで初めて聞きました」と証言されており、実際には株式会社維新が申請していなかったにもかかわらず、「申請中」という決裁文書を基に契約へと至ったことについて「申請していると

信じてやりましたけれども、それが事実とするなら遺憾なことではないかなと思います」と証言をしておられます。市は、株式会社維新が県に対し自走式スクリーンの設置許可申請を行っているとの前提で、自走式スクリーンの設計金額を決裁しており、これは契約を大きく左右する問題であったと考えられます。よって、「申請中である」との事実とは異なる起案書を作成したこと、また、決裁のどの段階においても、この事実確認が行われず、この事実と異なる記載に基づいて契約がなされたということは、庁内の手続きに大きな問題があると指摘せざるを得ません。

④処理委託業者の基準についてでございます。

廃棄物処理法施行令第4条では、市町村が廃棄物処理法第6条の2第2項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めております。これによると、受託者は受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に相当の経験を有する者でなくてはならないと規定をされております。株式会社維新が土砂分別に使用している自走式スクリーンは、契約締結後に購入されたものであり、契約時に受託業務を遂行するに足りる施設を有しておりませんでした。

人員についても、契約時、株式会社維新は、業務遂行に足る人員を有しておらず、市もこれを承知しておりながら、契約後に募集することを想定して「業務遂行に足りる人員を有している」と判断をしています。

「財政的基礎」、「受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する」といった基準については、調査を行っていません。

以上のことから、市は株式会社維新が、受託者としての基準を満たしているか否かについての審査を十分に行っていない、もしくは極めてずさんな審査であったと指摘しなければなりません。また、基準を満たしていないことを知りながら、廃棄物処理法施行令を意図的に看過した疑いがあります。

⑤随意契約についてであります。

土砂が仮置きされておりましたのは、クリーンセンター西側、第1工区、浄化センター西側の第2工区、築港協和発酵バイオ用地の第3工区、築港県有地の第4工区の4カ所ありますが、築港の2カ所（第3工区、第4工区）については、大久保に運搬し、そこで分別処理を行うこととしております。少なくとも運搬については許可を必要としないことから、この2カ所の運搬については、競争入札によって受託者を決めることが可能でありました。また、臭気対策として土砂に石灰を散布したため、石灰が浸透した表層30センチの土砂は産業廃棄物として扱うことになりました。この土砂は最終処分場に運搬し処分

することから競争入札に付すことが可能でありました。

第3工区、第4工区の土砂の運搬を競争入札に付さなかったことについて、当時の嘉村副市長は、3月25日の第1回定例会本会議での行政報告への質疑に対し、築港で分別処理を行い、土砂は大久保へ運搬するという作業方法を示し、「狭い場所であり、出会い帳場になる」ということを理由に競争入札に付さなかったとされております。しかし、実際には分別前に大久保に運搬し、分別処理するという方法に変更されており、そのような弊害が生じるとは考えられません。

地方公共団体の契約については、地方自治法によって入札によることが原則であると定められており、随意契約が認められるのは、地方自治法施行令の規定によって認められた場合のみであります。指摘の土砂の運搬、また大久保の整地については、施行令によって認められるいずれの条件にも該当しないと考えられ、災害土砂の分別・運搬業務のすべてを1者と随意契約で委託したことは不適切であり、行政の透明性及び公平性の確保という観点から極めて問題であります。

⑥契約金額についてであります。

本件の契約金額は消費税別で2億8,600万円ですが、消費税を含めると3億30万円となります。嘉村副市長名で出された予定価格調書では、予定価格は3億30万円とされております。これに対し、株式会社維新から提出された見積額も3億30万円であり、予定価格と同額であります。交渉担当者は証人尋問において、業者と契約金額についての交渉はしていないと証言をされております。しかし、株式会社維新が提出した見積書は金額のみの記載であり、積算根拠が不明であり、偶然の一致とするには疑義が残るものであります。

⑦保証金免除についてであります。

市は業者が支払うべき契約保証金を免除しています。平成22年3月11日の決裁文書では、その理由を「業者から契約にかかる契約保証金が約3,000万円とかなり高額であるため、業者としては対応できない。また、それにかわる保険会社が実施している履行保証保険についても保険会社と協議するも対応できないと回答がありました」としてあります。業者が払えないことを免除の理由にすることはあり得ないことであり、今後の公共事業実施への影響も非常に大きく、市の対応は不適切であります。

また、保証金免除に当たり、万一の場合、市に損害を与えることとなりますが、だれがどのように責任をとるかということが、庁内で全く協議されていないということも問題であります。

⑧番、前払金についてであります。

市は株式会社維新に対し、1億円の前払金を支払っています。嘉村前副市長は参考人尋問において、「工事請負」ではなく「業務委託」であったと主張していますが、業務委託であれば、資材購入等の必要がなく、前払金は不要であったと考えられます。この前払金を支払った理由について、吉村クリーンセンター所長は参考人として事情聴取を受けた際、「機械の購入、あるいはリースということ」という答弁をしており、契約相手に設備を整えさせるための前払金支払いであったことが明らかであります。また、株式会社維新は、自走式スクリーンの設置許可を申請する際、機械の購入原資として、市の前払金支払通知書を添付しており、この前払金なしに設置許可を得ることができなかったと考えられます。受託者の資格は、廃棄物処理法施行令第4条に規定された施設を有することが条件であります。この場合、契約後の前払金の支払いによって、受託者としての基準を満たすという異例の扱いであり、市による便宜供与に当たると考えられます。公平性の確保という観点から、前払金の支払いは認めがたいものであります。

なお、当業務委託については平成22年8月30日に6,000万円の部分払がされています。前払金を支払った上、部分払を行うことは他の業務委託契約と照らしても稀有な事例と言えます。

また、部分払のために、出来形検査を事務吏員が行っているが、業務委託の検査内容を理解できる技術職員でなければ検査できないものと考えられ、事務吏員が出来形検査を行うことは適正な処理ではないことも指摘をいたします。

⑨議決事件について。

本契約が、地方自治法第96条に規定する議会の議決を要するものであったか否かについて、当時の嘉村副市長は「工事請負費」でなく、「委託料」であることを理由に議決に付さなかったとしており、中山弁護士も「問題ない」という見解を示しております。しかし、他の事例を見れば、費目は「委託料」であっても、実際の内容が工事である場合、議会の議決に付しており、この判断は整合性を欠いております。執行部が顧問弁護士の見解に従って本件を議決事件として扱わなかったのであれば、その行動の理由として考慮することはできますが、弁護士への照会は、平成22年3月23日であり、これは契約後であります。この照会は、議会・マスコミへの対応のために行ったものであり、議決事件として扱わないという判断に弁護士の見解は影響を及ぼしておりません。いずれにしろ、3億30万円という高額な随意契約であることから、議会への説明が必要であったと考えられます。

⑩工期の延長についてであります。

当業務委託契約の期間は、当初、平成22年3月12日から平成22年11月1日まで

でありました。しかし、株式会社維新より、平成22年9月27日、(ア)天候不順による業務のおくれ、(イ)仮置き土の土質によるおくれ、(ウ)人員不足によるおくれを理由に、これを平成23年3月18日までとする契約期間延長の申請がありました。

これに対し、市は、(ア)天候不順による業務のおくれについては18日間、(イ)土質による業務のおくれについては71日間を延長期間として認め、(ウ)人員不足による業務のおくれについては、これを認めませんでした。よって、実作業日数89日間の延長を認めることとし、平成22年11月1日に平成23年2月18日までの工期延長の契約を締結しました。

しかし、本委員会の見解としては、平成22年10月29日の第5回防府市議会臨時会において可決された決議内容と同様であります。

内容を申し上げます。これは本年10月29日の決議第2号災害土砂分別・運搬業務委託契約の厳正な遵守を求める決議の抜粋であります。

「当初の契約は、当然予想されるこれらの不確定要素を含んだものであり、また、委託期間についても市が一方的に決めたわけではなく、受託業者も了解の上で契約されている。

従って、降雨日数や土質についての特段の取り決めがない限り、これを理由とする契約の延長は認められるものではなく、受託者は、保有のスケルトンバケットやトロンメル等も使用する等、委託期間を遵守するための努力をすべきであり、また、日量10ミリメートル以上の降雨量を記録した日は、8月は1日、9月は2日、10月も今日まで——このきょうというのは10月29日ではありますが——まで2日と、その後の天候には恵まれている。

また、築港野島棧橋西側協和発酵バイオ用地に仮置きされている土砂は、市一般廃棄物最終処分場3期埋立地に運搬し、分別することとなっているが、延長理由に挙げている天候や土質には全く影響を受けないにもかかわらず、今日現在でも大半が運搬されていなかった。

因みに、当初の協和発酵バイオからの借用期限は、平成22年8月23日であった。

以上のことから、遅延した最大の理由は、作業員不足によるものと推測される。

さらに、市が提示した降雨量や土質による延長日数の積算根拠も極めて不明瞭である。よって、市は下記のように対処すること。

(ア)市は、株式会社維新から提出された業務延長申請を認めるべきではないこと。

(イ)市は、株式会社維新に対して、契約の解除(第16条)、損害賠償(第17条)等について、明確に定めている契約の厳正な遵守を求めること。」

くしくも、本委員会が指摘してまいりました廃棄物処理法施行令第4条が定める受託業

者の基準である、業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、相当な経験を有するものでなくてはならないという条件をクリアしていなかったことが明らかとなったわけであります。

当初契約には事業の遅延による損害金の条項、財務規則第114条であります。これが漏れており、議会が指摘したためか、変更契約時には履行遅延による損害金の条項を入れているが、当初契約から不適切、不透明な部分が多く、問題があることは明らかであります。

⑩一般廃棄物処理業の許可についてであります。

市は平成21年8月25日、株式会社維新に対し一般廃棄物処理業の事業範囲にロータリスクリーン、スケルトンバケットを加える許可を与えております。一般廃棄物処分業の許可の基準については、廃棄物処理法及び同法施行令、同法施行規則によって定められておりますが、施行規則第2条の4には「申請者の能力に係る基準」として、「(1)一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。(2)一般廃棄物の処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。」が定められております。市は、株式会社維新に許可を与えるに当たり、定められた基準を満たしているか否かの調査を怠っております。これは、法が基準を定めた主旨を没却するものであり、問題であります。

3、市行政のあり方について、当委員会の見解でございます。

(1) 廃棄物行政について。

本件の調査では、防府市の廃棄物行政が特異な性質を持っているという印象を受けました。豪雨災害等により同様の土砂処理を行った他市においては、本市のような問題が起っておりません。その理由は、防府市独自の法解釈、廃棄物行政のあり方に原因があると考えられます。

しかしながら、これを行政側が認めないことで自縄自縛に陥っており、今後、万一同様の災害が発生した場合の土砂処理等で窮屈な行政運営を強いられることが予測されます。

そこで、本委員会としては、市に対し、国や県との連携を密にするとともに、他市での事例について調査を行い、既存の法解釈、廃棄物行政のあり方について検証し、見直すことの必要性を指摘いたします。

(2) 行政の決定・執行の責任体制の明確化について。

本件の調査では、防府市行政の決定・執行の責任体制が不明確との印象を受けました。これまで述べてきたことではありますが、具体的には、次のようなものがございます。

第一に、契約保証金の免除について、万一の場合、市に多大の損害を与えることになる

が、その場合の責任の所在が、全く協議されていません。

第二に、築港地区（協和発酵バイオ、県有地）の土砂について、当初方針では、築港地区で分別し、最終処分場に運搬するとしておりましたが、その後、分別前に運搬し、最終処分場で分別するよう方針変更し、契約を行っています。しかし、執行部は、方針変更が、だれの発案か不明との答弁を繰り返すのみであり、さらに、副市長は、これ当時の副市長であります。この方針変更の協議を受けておらず、したがって、変更を知らないまま、契約締結の決裁をしております。

第三に、分別作業をスケルトンバケットから自走式スクリーンに変更するに当たって起案書では、「自走式スクリーンの設置許可申請中」としておりますが、実際に申請されたのは、3月15日であったことが判明いたしました。しかし、決裁のどの段階でも事実確認が行われず、契約がされております。

以上のことから、市執行部の責任体制や行政の決定・執行のシステムが、甚だずさんであると指摘せざるを得ません。

最後に、調査のまとめでございます。

本委員会は、議会の付託を受けて以来8カ月にわたり、参考人招致4日、証人喚問2日を含む委員会18回、その他協議会を12回行うなど、事件の真相究明と市行政の透明性・公平性の向上に向け、取り組んでまいりました。

平成22年第4回定例会では調査の中間報告を行いました。平成21年度決算審査の過程においては、この報告で指摘した委託業者への前払金の支払いを不適切とし、決算が不承認となりました。これは、市の財務規則に反した随意契約を理由に不承認となった平成18年度決算に続いてのことでありまして、本市予算執行に大きな問題があることを指摘せざるを得ません。

本委員会の調査の過程において、招致した参考人、証人の証言においても発案者や決定者を明らかにしないなど、行政システム上の問題が原因で事実を明らかにできない部分が多々ございました。

本委員会は、地方自治法第100条に規定する調査権を付与され、その権限によって調査を重ねる中で、市に内包する多くの課題、問題点を指摘することができたものと考えます。しかしながら、その調査権にもおのずと限界があり、これ以上の調査については困難であり、明らかにできなかった部分も残るものであります。

市においては、公平・公正で透明な市政を実現されるよう、真の意味での行政改革に努めることを強く求めるものであります。

最後に、本委員会の調査に御協力いただきました関係各位に衷心より感謝を申し上げます。

す。

以上、御報告させていただきます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの特別委員会の報告に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。災害土砂処理委託に関する調査は以上で終了したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、調査終了することについて決しました。これをもって、災害土砂処理委託に関する調査を終了いたします。

市長、何か発言がございましたらどうぞ。市長。

○市長（松浦 正人君） 長期間にわたる百条委員会、御苦勞さまでございました。指摘された事項につきましてはよく検討をいたしまして、今後の公正、公明な市政執行に役立ててまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） この際、暫時休憩をお願いいたしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員から暫時休憩の申し出がありましたが、これに賛同する議員がいらっしゃいますでしょうか。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、わかりました。御起立いただきましたので、所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りをいたします。本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩されたいとの動議は可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時15分 休憩

午前11時45分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 動議でございますが、松浦防府市長に対する問責決議案を3名の同意者連署の上、提出をしたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） ただいま2番、土井議員より、防府市長松浦正人君に対する問責決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はおありでありませうか、御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

お諮りをいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、議会運営委員会を開催するため、暫時休憩といたします。議会運営委員の皆様方は大変申しわけございません。1階第一委員会室に御参集ください。

午前11時46分 休憩

午前11時50分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

決議第4号防府市長松浦正人君に対する問責決議（追加）

○議長（行重 延昭君） ただいま開催されました議会運営委員会におきまして、先ほど提出されました動議につきましては、直ちに議題といたしたい旨の協議がされましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第4号防府市長松浦正人君に対する問責決議案を議題といたします。

ここで、決議案配付のため、暫時休憩といたします。事務局。

午前11時50分 休憩

午前11時52分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、提出者から、提案理由の説明を求めます。2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） 決議第4号松浦市長に対する問責決議案の提案理由の説明をいたします。

平成21年7月に我が防府市を襲った豪雨災害により発生した土砂の処理業務につきまして、山口市の業者との間で平成22年3月12日、随意契約により3億30万円という高額な委託契約が交わされました。この契約及び契約に至る経緯に不透明な事実があるとして、議会内に地方自治法第100条に基づく調査権を付与した災害土砂処理委託調査特別委員会を設置し、調査が行われてまいりました。

そして、これまでの調査から、契約に至る手続は、受託業者が小規模な機器の設置許可を有していることのみを依拠しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令が要求する受託業者の従業員、施設、財務、経験、地方自治法が大原則とする競争入札制度について、全く検討がなされておらず、さらに防府市財務規則に定める契約保証金や前金払保証金を意図的に免除、そして、事業の遅延防止対策を欠落させるなど、透明性や他の同様な事業との公平性の面からも非常に問題があり、あわせて極めてずさんなものであったと言わざるを得ません。とりわけ前金払の支払いは、この契約により受託者としての基準を満たすというものでありまして、市による便宜供与に当たると言わざるを得ないであります。

また、石灰が散布された土砂や築港地区2カ所に仮置きされた土砂の最終処分場隣接地への搬入は、少なくとも競争入札に付すことが可能であったことも判明し、その場合、随意契約と比較し、安価に事業が遂行できたことも容易に想像できるものでございます。

さらに、天候や土質を理由に来年2月18日まで、約120日もの大幅な契約期間の延長を認めておりますが、この約120日の中には受託業者が理由にしている人手不足分も実質的には含まれているにもかかわらず、契約書に掲載していないことを理由に工期延長に伴う損害金を徴収していないのであります。

加えて、契約に影響を与えるであろう築港地区2カ所の土砂の処理及び運搬の順序の変更を副市長は議員の指摘を受けるまで知らなかったり、起案に当たって、事実ではない大型機械の設置許可申請中と起案書に記載し、決裁過程で、だれもそれを指摘、あるいは確認していないなど、事務処理上も極めてずさんで、役所の体をなしていないと言わざるを得ません。

しかし、市長をはじめ執行部は、契約に違法性はない、あるいは国庫補助金を受けるため仕方なかったなどと、その責任を認めておらず、市民に与えた不公平感や行政への不信感をはかり知れないものがあります。

市長をはじめ市幹部の本会議での答弁、あるいは委員会での参考人、証人としての発言や資料提供にも多くの矛盾があり、かつ責任の所在を明らかにしていないなど、悪質とも思える態度が見受けられました。

市民、議会に対する説明責任についても全く果たしていないと言わざるを得ません。議会として市長に対し、本契約の責任者として、本契約の不当性を認め、みずからの態度と市のずさんな行政運営のあり方について猛省を促すとともに、ここにその責任を問うものでございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたが、どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） ただいま提出されました問責決議に対しまして、反対の討論をさせていただきます。

災害土砂の処理ということで、根本的に災害時における行政で行われた業者選定、これは市内で、市内というんですか、該当業者が2者のうち1者であったと、選択がこの1つしかない、こういう状況で行政は選択している。その当時は、これが一番最善の方法であるというふうを選択したものだと思われま。

そういう中で、今、市内の全業者、これが廃棄物の処理に関する法律に基づく3つの条件を満たすということは、到底不可能に近い。今やろうとしている状況で、業者が、もし自分の車で自分でやると、こういうような状況、また人の関係についても、急には人は雇えない、また財政的な問題をクリアせよということになると、また問題がある。

もう一つ、3つ以外に、現場を管理するという状況があります。現場を管理するという状況で、今、譲歩されている、かけもち3カ所という状況にも当たります。そういう場合には、業者は手持ちの市の工事があれば、当然それを受けることができないと、こういうあらゆることを考え、資格者とすれば1者を選定をしたことは、私は妥当であるという判断であります。

そういうことによって、市の執行部、また、市長に対し、市長の責任を責めることは酷

であると、このように思いますので、この問責決議については反対いたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、反対の御意見もありますので、起立による採決といたします。決議第4号につきましては、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、決議第4号につきましては原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後0時 1分 休憩

午後1時 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

議案第99号防府市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について

議案第103号防府市手数料条例中改正について

（以上産業建設委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第99号及び議案第103号の2議案を一括議題といたします。

本案は、いずれも産業建設委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。久保産業建設委員長。

〔産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇〕

○23番（久保 玄爾君） ただいま議題となっております議案第99号防府市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定及び議案第103号防府市手数料条例中改正につきまして、去る12月15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第99号及び議案第103号の2議案につきましては、委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第99号及び議案第103号の2議案につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第101号防府市建築審査会条例の制定について

議案第104号防府市手数料条例中改正について

（以上産業建設委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第101号及び議案第104号の2議案を一括議題といたします。

本案は、いずれも産業建設委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。久保産業建設委員長。

〔産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇〕

○23番（久保 玄爾君） ただいま議題となっております議案第101号防府市建築審査会条例の制定及び議案第104号防府市手数料条例中改正につきまして、去る12月15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第101号及び議案第104号の2議案につきましては、委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第101号及び議案第104号の2議案については、原案のとおり可決されました。

議案第 100 号防府市都市下水路条例の制定について

議案第 102 号防府市水道事業給水条例の全部改正について

議案第 106 号防府市下水道設置及び管理条例中改正について

議案第 107 号防府市都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例中改正について

議案第 108 号防府市水道事業の設置等に関する条例中改正について

(以上産業建設委員会委員長報告)

○議長(行重 延昭君) 議案第 100 号及び議案第 102 号並びに議案第 106 号から議案第 108 号までの 5 議案を一括議題といたします。

本案は、いずれも産業建設委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。久保産業建設委員長。

[産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇]

○23番(久保 玄爾君) ただいま議題となっております議案第 100 号防府市都市下水路条例の制定、議案第 102 号防府市水道事業給水条例の全部改正、議案第 106 号防府市下水道設置及び管理条例中改正、議案第 107 号防府市都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例中改正及び議案第 108 号防府市水道事業の設置等に関する条例中改正につきまして、去る 12 月 15 日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「下水道事業が公営企業に移ると議会の側からのチェックができなくなる。下水道事業は他の公共事業に比べて額も大きく、これまでも議会が否決した経緯もあるため、契約締結のチェックができるシステムができないか」との質疑に対し、「今までも水道におきましては企業法適用の中で粛々と契約案件もやってきており、組織の統合後も同様に考えております」との答弁がございました。

また、「下水道事業は、平成 30 年度までに市街化区域はすべてやるという市の方針が出ている。市がやれば議会のチェックもかかるが、公営企業になれば、利益が出るころしかやらず、スピードが落ちるといことはないか」との質疑に対し、「公営企業になれば、当然収益性は無視するわけにはいきません。計画は引き継いでいきますが、実施についてはやはり実情に応じ、公共性と収益性をある程度バランスよく考えていくということは御理解いただきたいと思っております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第100号及び議案第102号並びに議案第106号から議案第108号までの5議案については、委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第100号及び議案第102号並びに議案第106号から議案第108号までの5議案については、原案のとおり可決されました。

議案第109号平成22年度防府市一般会計補正予算（第10号）

（各常任委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第109号を議題といたします。

本案については、各常任委員会に付託されておりましたので、まず総務委員長の報告を求めます。三原総務委員長。

〔総務委員長 三原 昭治君 登壇〕

○13番（三原 昭治君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました議案第109号平成22年度防府市一般会計補正予算（第10号）中、総務委員会所管事項について、去る12月15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。弘中教育民生委員長。

〔教育民生委員長 弘中 正俊君 登壇〕

○19番（弘中 正俊君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第109号平成22年度防府市一般会計補正予算（第10号）中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る12月15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「学校評価・情報提供の充実・改善に向けた実践研究における学校の評価については、どのような評価をするのか」との質疑に対して、「学校教育の質の向上のために、第三者評価について研究を進めます。ここでは、教職員の質、学力を含めた教育課程の質、学校経営の質の向上について評価を行います。これら3つの評価項目をもとに、授業改善、学力がついているか、児童・生徒が意欲的に授業に取り組んでいるかなど検証いたします」との答弁がございました。

また、「少人数学級、特別支援学級の開設に当たって教室不足ということだが、少人数学級について、どう考えているのか」との質疑に対して、「国では、40人学級定数を維持する方向でございますが、山口県教委では、中学校1年生から3年生、小学校では1年生から4年生は、35人学級を進めております。来年度、5年生、6年生を35人学級にするかどうかが焦点となっておりますので、今後、山口県教委の動向により対応してまいります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。久保産業建設委員長。

〔産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇〕

○23番（久保 玄爾君） ただいま議題となっております議案第109号平成22年度防府市一般会計補正予算（第10号）中、産業建設委員会の所管事項につきまして、去る12月15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「備品購入費について、特定行政庁への移行に伴うものであるが、県からの支援はあるのか」との質疑に対し、「特定行政庁への移行につきましては、以前より県と協議を重ねてまいりました。その中で、人の派遣につきまして県へ求めておりましたが、非常に困難であるという回答でございました。しかしながら、建築行政の一元化と迅速化は、市民サービスの向上につながることから、移行することにいたしました。また、財源につきましては、特定行政庁への移行に伴って、新年度に措置されると聞いております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第109号については、原案のとおり可決されました。

議案第110号平成22年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

（総務委員会委員長報告）

議案第111号平成22年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

（産業建設委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第110号及び議案第111号の2議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第110号について、委員長の報告を求めます。三原総務委員長。

〔総務委員長 三原 昭治君 登壇〕

○13番（三原 昭治君） さきの本会議におきまして、総務委員会に付託となりました議案第110号平成22年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、去る12月15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「今回、国体開催に備えて施設改修が行われるが、高齢者等のファンのためにこれを機にバリアフリーを進めるのか」との質疑に対し、「大規模な改修となりますと、かなりの経費がかかりますので、できるところから対応していきたいと考えております」との答弁がございました。これに対し、「競輪の売り上げもピーク時に比べ3分の1となっている。ファン層も高齢者が多いことを考えればバリアフリー化は必要である。厳しい競輪財政ではあるが、バリアフリー化に努めてほしい」との意見がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、産業建設委員会に付託されておりました議案第111号について、委員長の報告を求めます。久保産業建設委員長。

〔産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇〕

○23番（久保 玄爾君） ただいま議題となっております議案第111号平成22年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、去る12月15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第110号及び議案第111号については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第110号及び議案第111号については、原案のとおり可決されました。

選任第14号防府市公平委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 選任第14号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第14号防府市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市公平委員会委員のうち安井達雄氏が、12月31日をもって任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

安井委員には、公平委員会委員として平成14年6月から8年6カ月にわたり本市の人事行政に御尽力いただいておりますが、今期をもって退任されることになりました。今日までの御労苦に対し、ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

このたび、新たに委員としてお願いしようとする岡村眞次氏は、昭和42年に山口県庁

に入庁され、企業局周南工業用水道事務所次長、商工労働部東部労政事務所長、地方労働委員会事務局調整課長などを歴任され、労働行政に精通されるとともに、地方自治の本旨に理解があり、かつ人事行政に関し識見豊富な方でございますので、適任であると考えております。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第14号については、これに同意することに決しました。

議案第113号損害賠償の額を定めることについて

○議長（行重 延昭君） 議案第113号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第113号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成21年8月21日午前11時ごろ、所用のため来庁した相手方が歩いて移動していた際、2号館1階北側出入口の階段をおりたときに、通路がコンクリートの剥離により段差となっていたため、足をとられ転倒し、負傷した事故について、損害賠償の額を定めるものでございます。

この損害賠償につきましては、本年4月になりまして、相手方から事故の申し出があり、6月に治療が終了したものでございます。双方で協議を行いました結果、治療や入院に係る費用、慰謝料等について合意したものでございます。

なお、損害賠償金でございますが、市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険から全額支払われることとなっております。

庁舎の安全管理につきましては、平素から十分に注意をしているところでございますが、今後、一層安全管理の徹底を図り、事故防止に努めてまいりたいと存じます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 今、御説明がございましたが、損害賠償の額が、ちょっと390万円ということで、多いように感じるわけでございますが、相手方からの申し出が、21年8月に負傷されたと、そして、今年の4月に申し出があったということでございますが、どのような状態、部位というか、その辺がどういう状態であったのか、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 相手方は、実は入院されておまして、退院後に市のほうに御相談に見えたわけでございます。状態といたしましては、右大腿骨に金属製のプレート装着するという大手術を――大手術といいますか、そういった手術をお受けになって入院されていたというふうに、今お聞きしております。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 損害賠償の額は、これはこれとしていいんですが、ちょっとこれに伴う、先ほど医療費とか慰謝料とかいうことの説明、ございましたが、この内訳というのはどういうふうな内訳になっておりますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 内訳といたしましては、治療費が179万1,913円、慰謝料が55万6,500円、それから、後遺障害ということで250万円、それから、休業損害ということで33万6,300円、それと逸失利益ということで265万5,425円、これをトータルいたしますと、784万138円になるわけでございますが、一応過失割合を市が50%、相手方50%ということで、この2分の1、392万69円が賠償額となっております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） それじゃ最後になりますけれども、これは要望も含めて、今後の公共施設でのバリアフリー化というか、また、いろんな、ここで、階段で云々ということが書いてあります。こういうことで、公共施設での整備についての考え方、庁舎ももちろん含めて、これをどういうふうにお考えになってるのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 庁舎管理については常に万全を期しているつもりでございますが、このたびの事故は階段下の横に一部、側面に溝があったと、少し剥離があったということで、そこにつまずかれたものでございます。ということで、見過ごしていたということで、大変反省をいたしております。

それと、常日ごろから庁舎管理につきましては、市民の方々からいろいろ御提言もいただいております。

まず、2号館と3号館につきましては、階段部分が暗うございます。そういったことで、ことしになりまして、早速、階段に滑りどめの黄色いテープと、それと階段が見やすくするための措置をしたところでございます。そういったふうに、市民の方から通報があれば直ちに対応してる、また、私たちも気づいた時点で、できるだけの対応はしてる所存でございます。今後とも庁舎の安全管理につきましては万全を期してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 2点ほどお尋ねをいたします。

事故に遭われたのが今年の8月21日だと。そして、入院をされて、退院されたのがことしの4月で、退院後に市役所のほうにそういう申し出があったと、こういうことのようにでしたが、そこで一般的にはなかなか8カ月もたてば、本当に市役所で事故に遭われたのかどうか、証明のしようがないような感じがするんですか、だれかそこで救急車に乗って病院に行かれたとか、それを証明するものがあったのかどうか1点。

2点目は、多分示談をされたんだろうと思いますが、示談が成立した日はいつであったのか、2点をお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 事故の証明でございますけれども、冒頭御説明いたしましたように、市役所の売店に所用で来られました。そこで、売店の職員がこの事故の模様を目撃しておりまして、事故の確認をしたそうでございます。

それと、示談の日でございますけれども、12月の6日でございます。

以上、御答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 1 1 3 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 1 1 4 号平成 2 2 年度防府市一般会計補正予算（第 1 1 号）

○議長（行重 延昭君） 議案第 1 1 4 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 平成 2 2 年度防府市一般会計補正予算（第 1 1 号）でございますが、最初に、追加補正予算の趣旨の説明を申し上げたいと思っております。

子育て、医療等の強化によります安心の確保といたしまして、子宮頸がん等のワクチン接種等の推進が盛り込まれました国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」にかかります平成 2 2 年度補正予算が、この 1 1 月 2 6 日に成立をいたしました。

また、県におかれましても 1 4 億 3, 0 0 0 万円の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金が県議会定例会に提案をされまして、この 1 2 月 1 7 日に成立をいたしております。

本市におきましても、子宮頸がんや子どもの細菌性髄膜炎などを予防いたします 3 種類のワクチン接種につきまして、国の指針に基づき、接種対象の年齢制限を設けまして無料といたします事業費を 1 2 月定例議会に今回、御提案いたすものでございます。

では、お手元の議案第 1 1 4 号平成 2 2 年度防府市一般会計補正予算（第 1 1 号）について、御説明申し上げます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 3 3 3 万円を追加し、補正後の予算総額を 3 8 4 億 4 0 8 万 3, 0 0 0 円といたしております。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明を申し上げますが、6 ページ上段の 4 款衛生費 1 項保健衛生費の 3 目予防費につきましては、0 歳から 5 歳未満の乳幼児を対象といたしました、主に細菌性髄膜炎感染予防ワクチンといたしまして、ヒブ予防接種委託料及び小児用肺炎球菌

予防接種委託料を計上いたしますとともに、今年度中に13歳から16歳に達する女子を対象といたしました子宮頸がん予防接種委託料等を合わせまして4,666万円計上いたしております。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

4ページの16款県支出金2項県補助金の3目衛生費補助金といたしまして、県に創設されました子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金から4,666万円の2分の1でございます2,333万円の保健衛生費補助金を計上いたしております。

以上、今回の補正につきまして御説明を申し上げましたが、収支をいたしまして6ページ下段で、補正後の予備費を4億8,139万1,000円といたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。23番、久保議員。

○23番（久保 玄爾君） 今の件、実施はいつからになるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 本日、お認めいただけましたらば、医師会、あるいは各お医者さんと委託契約等を結びまして、できるだけ早く、1月の15日ぐらいには開始したいというふうに思っています。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 質疑をしたいのですが、ちょっと資料を1点忘れてまいりまして、とりに戻るいとまをいただけませんかでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。急いでください。

午後1時35分 休憩

午後1時36分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） まず、議長に確認をさせていただきますが、本議案は追加上程されたものであり、即決ということで、さらに補正予算案ということですが、3回という枠を外していただくことはできるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） はい、特別に許可します。25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） まず、子宮頸がんについてお聞きをいたしますが、子宮頸がんという病気自体ですが、これはどのようなプロセスで罹患するものなのか、また、ワクチン、これは現段階でサーバリックスになるんだろうと思いますが、どのようなメカニズ

ムで子宮頸がんを抑えるのか、これについてお答えをお願いします。

さらに、ヒト・パピローマウイルス、いわゆるHPVウイルスに感染した場合、必ず子宮がんを罹患するのか、どのぐらいの確率であるのかということもあわせてお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、子宮頸がんでございますが、ほとんどが発がん性のヒト・パピローマウイルス、いわゆる先ほど言われましたHPVの感染が原因になって発症するというふうに言われております。

それと、これをどのようなメカニズムでワクチンで抑えるのかということですが、ワクチンの投与によりまして、本剤により誘導された抗体が子宮の頸部粘膜に滲出し、子宮頸がんの主要原因であるものに対して持続的な感染を予防すると考えられております。

それと、HPVウイルスに感染した場合、必ず子宮がんを罹患するのかということですが、すべてが罹患するというものではございません。感染しても90%程度は、自然に、免疫力により排除されるというふうに言われております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） HPVウイルスで感染した場合に子宮頸がんを罹患する可能性が90%ぐらいは自然免疫力によって排除されるということですから、10%ぐらいということなのかなと、恐らく10%ぐらいが再感染する確率ということで、さらにもっと子宮がんを罹患する確率というのは低いんだろうと思われるんですが、そのHPVウイルスはどのような形で感染をするのですか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） これは性交渉により感染するというふうに言われております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） これは性交渉によってのみでしょうか、それとも皮膚感染もするのではないかという指摘もありますが、どちらでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 今、私どもが知ってる情報は、性交渉のみというふう聞いております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 先ほど接種の対象を13歳から16歳の女子というふうにご

説明がありました。どのような方法で接種を行うのか、集団接種をされるのか、個別接種をされるのか、また、この周知についてはどのようにされるのか、このことを教えてください。

それから、接種した場合、そのワクチンの効果はどのくらい持続するのか、これについても教えてください。

それから、性交渉によってのみ罹患するというふうに把握してるということですが、13歳から16歳で既に性交渉の経験があり、HPVウイルスに感染している場合、ウイルスが活性化して逆に害があるという指摘もあります。この件についてはどのように考えておられるのか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、接種の方法ですが、個別の接種をするというふうにしております。

それと、周知でございますが、当然ながらホームページ、市広報等は出しますけれども、対象が中学校の3年までの子と高校1年の間ですから、学校に通学しておられる方ですから、教育委員会のほうとお話をし合いまして、そちらのほうにチラシを配るといような格好が一番いいのかなというふうに考えておまして、そういう方法をとろうと思っております。

それと、効果ですけれども、5年から7年というふうに聞いております。

それと、既に感染してる方に対してはどうかということですが、今のところは予防効果があるということで正式に認可をされたというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 学校でチラシを配ることを考えておられるということですが、このチラシというのは防府市が独自でつくるわけですか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 国のほうのチラシもないことはないんですけども、防府市のいろんな接種の場所とか、全国と違いますので、防府独自のチラシが必要であろうと考えてます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 先ほど予防効果について、持続期間が5年から7年ということだったと思うんですが、13歳で打てば、7年であれば19から二十歳ということになる。16歳であっても、21歳とか、23歳くらいには効果が消えると、人それぞれであります。一般的に性交渉、一番行う年代と言ったら語弊があるかもしれませんが、最も

行う可能性の高い年代だというふうに考えられますが、二十歳前後にその効果が消えるというので、何か意味があるんですか、これを打つ。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） その年齢的なものというのが二十歳があればなのかわかりませんが、今のところは性交渉がないであろう方についてワクチンを打ってほしいと、それでこれらのワクチンを打ったから絶対に効くというものじゃございませんので、あるいは20過ぎたらば定期的な検診があわせて必要になってくるというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 絶対に効くわけではないということでありました。私がいろいろ調べたデータでは4種類ぐらいの、HPVウイルスというのは100以上の種類があるそうなんです、その中で、6、11、16、18型という4種類に対してだけ効果を示すということを聞いております。メーカーの発表によれば90%以上の有効率があるということですが、欧米女性の場合、子宮頸がん発症原因の約70%が16型と18型だそうです。日本人女性の場合、この4種類のウイルスが原因となる罹患は約5割から7割ということでありまして、となると、ワクチンは3割か5割の人にしか効かないというようなものと考えられますが、さらに効いたとしても、二十歳前後にはその効果が消えると思われるんですが、これで間違いはないですか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、ウイルスの型ですけども、今こちらのほうが持つとる分につきましては16型と18型と、これがほとんどであると、大体それで7割ぐらいということなんです。

ですから、残りの3割の方のウイルスだったらば、このワクチンは効かないということになります。それでも7割の方については有効であるということで、このワクチンが昨年承認されたということだと思います。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 先ほどから申し上げてる数字をすると、かなり可能性が低いものであるし、罹患自体が可能性が低いものであると、さらにそのワクチンが効くという可能性も7割以下であろうということのようで、これを国全体、地方自治体までお金を出して全額助成するという意味が本当にあるんだろうかと。お聞きしておきたいのは、この危険性ではありますが、およそ医薬品というのはほぼ必ず副作用というものがあるわけですが、先ほど、このワクチンが発症を抑える、罹患を抑えるメカニズム、子宮頸部の

粘膜に抗体がにじみ出ていくんだということでありましたが、その抗体については実は安全性がいまいち確認されてなくて、授乳期は乳首からも出るということでありまして、授乳期のこのワクチン接種はしないようにされているというふうに聞いております。これが正しいのかどうか、であれば、そのにじみ出る抗体の安全性というのは果たして保障されているのか、どのぐらいの期間、研究され、どのぐらいの臨床データというものが蓄積されてきたのか、こういったことがわかっていれば教えてください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、授乳から出る分につきましては、私はよく存じません。それで、国において長い間研究してこられたんだと思いますので、どういう期間で、どういうものを研究されたかまでの情報は、私は存じておりません。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 私は知り合いの知人のお医者さんはかなりお聞きしました、この件について。お医者さんの印象では、認可、そして、国が全額補助となるプロセスが余りにも早過ぎると、異様に感じるというふうにおっしゃったお医者さんもいらっしゃいました。このサーバリックスという薬ですが、これに含まれるアジュバントという免疫増強剤、これはペットの避妊に使われるものということですが、これは事実でしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 存じておりません。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 非常に先ほどから予防効果も100%ではないと、かなり5割から7割という可能性がある、さらにその上、安全性がどうもしっかりと立証されていないのではないかという、疑わしいということではありますが、国のほうでお決めになって、ほぼ義務的に市としては助成をしなくちゃいけないということでもありますから、なかなか難しいところではありましようが、この周知活動、周知方法ということについて、例えば、そんなに私は、私の今の時点から申しますと、余り積極的に周知をしないほうがいいんじゃないかという気がしておるんです。先ほどから答弁の中にもありますように、性交渉によってほとんどの場合、感染するということでもありますから、むしろこういったワクチンを打って、打ったから性交渉をしても大丈夫じゃんというような意識が13歳から16歳の女の子に広がるほうが私は恐ろしい、そういった性モラルというものが低下すると、逆に罹患を促進する可能性があるのではないかと、このようにも考えられるわけです。

ですから、それよりは教育委員会の方々と連携して、しっかりと性モラルを高めると、貞操観念という言葉が今あるのかどうかよくわかりませんが、そういったものを含めて、

性モラルというものを高める教育というものを行っていくほうが、よっぽど予防効果としては高いのではないかという気がいたしますが、その点についてはいかがですか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） いわゆる性交渉によって罹患するというのは、これも一つの病気なんでしょうけども、ほかにもたくさんあります。ですから、このワクチンは子宮頸がんについてのみ予防の可能性というか、予防の確率はありますよ、高いですよというふうなことをそういうチラシに書いていって、そのほかの病気につきましては、先ほど言われました教育委員会と私どもも連携はすると思っておりますけども、いわゆる性教育、これが大事になってくるかなというふうに思っています。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） ちょっと最後、答弁がよくわからなかったんですが、性交渉以外に子宮頸がんというか、HPVウイルスに感染する確率というのはどのぐらいあるんですか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 今、私どもが聞いておるのは、性交渉で感染するのであろうと、というのが、今まで子宮頸がんになった方で性交渉のない方はいないという辺からも来ておるのではないかというふうに思っています。これはそういうふうな調査があったということを知っております。

○25番（伊藤 央君） わかりました。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） ちょっと私も子宮頸がんワクチンのことについて、いろんな報道がされております。それで、子宮頸がんワクチンに入る前に、そもそもワクチンというものが、弱くした菌だとか、そういうものを体の中に入れるわけですから、当然、副作用というものとバランスだろうと思うんです。そういう中で、かつては集団接種というものがあつたのがやめられたり、個別接種、あるいは任意接種というような形になっていると思いますけれども、そういう中で、現在でも、例えば、ポリオ、小児麻痺は、いわゆるワクチンの副作用で病気が発現するという方が、現在のポリオ、小児麻痺の新しい新規罹患患者ということであるというようなこともあるようですので、その辺のような効果と副作用というようなものをよく考えなければならぬと思うんですが、それで万が一、これ、副作用で障害だとか、あるいはかえって病気が促進されるというふうなことがあつた場合、これはどのような補償がされるのか、子宮頸がんワクチンは予防接種法に基づかないワクチンですので、国のそういう、今回は補助は出るわけですがけれども、国のその辺の、

後のフォローアップがないわけですね。この辺についてはどういうふうになっているのかを、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 今、議員さんおっしゃいましたように、今回の予防接種につきましては任意の予防接種でございますので、国の補償制度はございません。それで、市が責任を持って行う行政措置の予防接種に位置づけて実施いたします。これは、これのいわゆる副作用で云々の場合には、市が市長会の保険に加入しておりますので、重篤な健康被害が生じた場合には、それが予防接種による被害かどうかを予防接種健康被害調査委員会というのがございまして、そちらのほうで協議し、確認の上、該当すれば、ですから、市長会の保険によりお支払いするというふうな流れになっております。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） このワクチンは、そもそも海外でも2006年に始まったばかりということで、例えば、国立感染症研究所のファクトシートというものがあるようですけれども、このワクチンの導入が「子宮頸がん患者死亡者の減少につながるかは、今後の長期にわたる調査、検証が必要である」と、「費用対効果の正確な評価は難しい」と、こういうふうに記述をして、「ワクチンの効果について有効な抗体価と継続期間についてデータが得られるのはこれからとしている」と、いってみればこれからワクチンの実証実験をするようなふうにも思えるわけですが、そういう形になってくると、いわゆる副作用の問題、それから、ワクチンが万能かどうかということの周知というものは丁寧にしなければいけないと思うんですけれども、まず1つは、このワクチンは、発がん性ウイルスの2つの型を予防するという、先ほど伊藤議員と部長のやりとりでもありましたけれども、2つの型を予防するという形で、日本人の場合、2つの型でがんが発症するのは大体、先ほど7割と言われましたけど、私が今手にしておる資料だと50%から70%、平均で60%とすれば、残り4割の人には効かないということが一つ。だから、すべてのウイルスに当てはまるものではないという説明をまず一つ入れていただきたいということ。

それから、このことによって検診を受けない人がかえって増えれば、かえって発症が増える危険性があると、こう思いますので、子宮頸がんの検診の受診を進めるということをあわせて、そういう説明の中で入れるべきではないかと。この子宮頸がんの検診受診率は、アメリカで85%、イギリスで79%であるのに、日本では21%と、極端に低いというふうに言われております。

そういう意味で、一つは、万能ではないということと、検診を進めるということを、あわせてそういったチラシだとかお知らせに書くべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） そのような部分を入れ込んだ広報をしたいというふうに考えております。万能ではないというのはちょっと言いづらいところがあるかもしれませんが、いわゆる問題、一つは、検診が要するというのは間違いないわけで、万能ではないというのが今からデータをとっていくということですが、新しい薬というのは、いつでもこういう格好になるのかなということで、万能ではないという言い方にするかどうか分かりませんが、言われたことを趣旨にちょっと考えてみます。

○議長（行重 延昭君） 8番、重川議員。

○8番（重川 恭年君） 今、伊藤議員、田中議員とのやりとりの中で、私の聞き間違いかも知れませんが、広報はチラシ、お知らせで、防府市独自のものをつくってやるということであったと思いますが、そうすると、この予算の中に印刷製本費とか、需用費はあるんですが、消耗品は組んでありますが、印刷製本費というものが組んでございませんが、それはどうなってるんですか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 防府市独自というのが、パンフレットみたいなのを考えております。だから、広報なんかはもう少し簡単なものになるかと思っております。紙面の関係がありますから。パンフレットを目的とか、いろいろ、いわゆるどこで打てるかとか、そういうふうなものをつくろうと思っておりますが、今の予算の中に36万円の需用費が入っています。これはほとんどが紙を買って、自分のところで印刷できますし、そういうことで、いわゆる消耗品ということで組んであるということです。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 2点か、3点かもしれませんが、お尋ねしますが、まず1点目は、この3種類のワクチン、個人負担はないというふうに解釈をしていいのかどうか。2点目は、裏負担が2分の1あるわけですが、この裏負担は義務的な経費なのか、あるいは防府市が政策的に措置をする裏負担なのか。3点目は、任意の個別接種だということで、来年の1月の中旬ぐらいからスタートをするということは、平成22年度では2カ月半しか時間的な余裕はないわけですが、そこで、それぞれの予防接種につきまして、ワクチン接種につきまして、対象人数は何人で、ここで予算計上してあるのは何人分が予算計上してあるのかお尋ねをします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、個人負担がどうかということですが、これは個人負担はゼロでございます。国が2分の1で市が2分の1ということでございます。

この義務か措置か、市独自の措置かということですが、この制度そのものが国のほうでつくりまして、基金をつくってお金を半分出すから市も半分出さないと、それで2年間やってくださいというものですから、一応私どもは義務的経費であろうというふうに思っています。

それと、任意で、1月中旬で時間的余裕というのがありましたけども、特に高校生の場合は当然2カ月ちょっとしかありませんから、打てる期間というのが最初に一月ぐらいあけて2遍打って、半年後に1遍打つというふうな状況らしいです。ですから、当然高校の3年生につきましては、今の対象から外れるわけですが、この高校生につきましては1遍、2遍打って、当然打てないわけですから、3遍目は、半年あけなければいけないと。ですから、その方については10何歳になっても、来年度予算の中で打てるということになっております。あと順次、中学生につきましては余裕がありますから、その中でやっていただくというふうなことでございます。

それと、対象人数は概算ですけども、中学1年、13歳から16歳までが大体1,000人と思いますが、女性だけですから、その2分の1、ですから、4,000人の2分の1、これが2,000人ですから、それが100%接種というぐらいのことを考えて、3カ月分ということですから4分の1、こういう計算でやっております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 具体的に、あれだからこれだからというんじゃなくて、対象者が何人で、予算計上は何人分というので教えてもらいたいのと、今、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌については全く答弁がありませんでしたが、その3つについてすべてお伺いしたつもりでしたが。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 子宮頸がんワクチンは、先ほど言いましたように2,000人です。

○2番（土井 章君） 今のは予算が。

○健康福祉部長（田中 進君） 予算計上は1,500万円です。

○2番（土井 章君） いやいや、人数。

○議長（行重 延昭君） ちょっと休憩します。

午後2時 4分 休憩

午後2時 6分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 土井議員さんの質問、ちょっと簡単にとということでしたけど、ちょっと簡単に言うのが非常に難しいので、ちょっと私どものほうの読み方で合わせていただきます。

まず、子宮頸がんワクチンですが、2,000人が対象です。それで、これが1,500万円です。

ヒブワクチンですが、これはちょっと複雑になりますけども、まずゼロ歳児が1,000人おられます。3回打って8,000円で、これが年間ですから、この4分の1だから600万円、それと1歳児、これも1,000人と考えまして、これが1回打つということで8,000円の、これも4分の1です、200万円。それと、2歳から5歳未満が3,000人おられますが、これは接種率が少し下がってきますけれども、それは別にしまして、1回打って480万円、合計でトータル5,000人の1,280万円。

それと、小児用の肺炎球菌ワクチンですが、同じくゼロ歳児が1,000人が3遍で750万円、これ4分の1ですが、それと1歳から2歳、これも1,000人です、これが500万円、それと2歳児から5歳未満児ですが、これが3,000人です。それで、計算しまして予算が600万円、1,850万円、このような計算になっております。

○2番（土井 章君） また後でゆっくり聞きましょう。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 先ほどさまざまな質疑をさせていただきましたが、まとめますと、この子宮頸がん罹患の原因はHPVというヒトパピローマウイルスというものでありますが、この感染は性交渉によるものだと、そして、感染しても90%は自然に免疫力でウイルスが排除される。ただし、感染した女性のうち10%が感染が長期化する、さらに長期感染者の中で子宮頸部の細胞に異常が形成される、平均で10年以上経過してからということではありますが、それからがんに進行すると、どうもこの確率というのは1%以下だそうであります。

つまり、非常に発症する可能性が低い病気であり、また、普通の、最近30代の女性とかで発症が増えてきたということではありますが、この長期化ということを見ると、要は、性交渉の開始が低年齢化したことが原因にあるんだらうということでありまして、それが低年齢化しなければ、子育てを終わったころにこれが発症することがほとんどであったということでありまして、さらに現在ではこれをしっかりと検査をしていけば見つかるし、初期で見つけることができれば、子宮除去手術をしなくても、円錐形の除去手術で完治できるというふうに聞いております。つまり、それほど発見もできて、治療もできる病気だということでもあります。

しかし、その予防に対して打つワクチンというのが、先ほどもありましたように、まだ安全性が確立されてるとはとても言いがたい。考えようによっては、今から打つ子どもたちで臨床データをとっていくというふうにもとれるわけでありまして、私としては、これはとても認められるものではない。それよりは、先ほど申しましたように、しっかりと性モラルというものを子どもたちに教えていくと、これによって予防を図るというほうがよっぽど効果もあるし、副作用もないものだというふうに思いますので、私はこの補正予算案には反対の意思を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第114号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数であります。よって、議案第114号については原案のとおり可決されました。

意見書第3号外国資本等による土地の買収等に関する法整備を求める意見書

○議長（行重 延昭君） 意見書第3号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。25番、伊藤議員。

〔25番 伊藤 央君 登壇〕

○25番（伊藤 央君） 意見書第3号外国資本等による土地の買収等に関する法整備を求める意見書について、提案理由を説明させていただきます。

お手元に配付してあるとおりでございます。近年、我が国においては、森林をはじめとする外国資本による買収、また、別荘地等もそうありますが、こういったものが非常に問題視されてきております。また、こういった外国資本等による無秩序な土地買収、また、土地の権利取得というものが広がっていけば、資源管理、また、環境保全、また、歴史的、

伝統的な景観を保全する上で障害となることも考えられます。我が防府市は歴史あふれる市でありますから、こういった脅威にさらされておると言っても過言ではありません。

しかしながら、現行の土地制度というのは、こういった外国資本、また外国人の土地買収について非常に無力と言わざるを得ず、以上のことから、国会及び政府に対してこのような外国資本等による土地買収が無秩序に行われることのないように、法整備に取り組むことを強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。御審議よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第3号については、原案のとおり可決されました。

意見書第4号安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書

○議長（行重 延昭君） 意見書第4号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。14番、木村議員。

〔14番 木村 一彦君 登壇〕

○14番（木村 一彦君） お手元に配付しておりますように、安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書の提出でございます。

1つには、地域経済における重要な産業でもある地方の建設業界、これがこれ以上衰退することなく、存続し、発展するよう配慮した施策を行うこと。2つ目には、国が行っている1級河川佐波川の改修事業や維持管理、また、島地川ダムの維持管理は引き続き国の

責任において直轄で行うこと、3つ目には、国道2号の改修事業や維持管理は引き続き国の責任において直轄で行うこと、これらを求めるものであります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第4号については、原案のとおり可決されました。

意見書第5号山口県福祉医療費助成制度の一部自己負担導入の撤回を求める意見書

○議長（行重 延昭君） 意見書第5号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。7番、山本議員。

〔7番 山本 久江君 登壇〕

○7番（山本 久江君） 山口県福祉医療費助成制度の一部自己負担導入の撤回を求める意見書について御説明を申し上げます。

この制度は、県事業として、重度心身障害者、ひとり親家庭及び乳幼児のおられる家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して医療が受けられるようにと策定をされました。これまで住民に喜ばれる制度として定着をしてまいりました。

ところが、昨年度から、県は受給者に対し、通院、入院とも一部自己負担を導入いたしました。多くの関係者が撤回を求めてきたところでございますが、かなわず、現在、県内のほとんどの自治体が、この制度本来の趣旨に従って、受給者の医療費無料を存続するために、自己負担分を肩がわりをいたしております。

このたびの意見書は、県において住民の安心・安全を確保し、社会的に弱い立場にある人が安心して暮らせるようにと、助成制度の一部自己負担導入の撤回を求めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第5号については、原案のとおり可決されました。

決議第3号北朝鮮の韓国・大延坪島砲撃に関する決議

○議長（行重 延昭君） 決議第3号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。3番、河杉議員。

〔3番 河杉 憲二君 登壇〕

○3番（河杉 憲二君） それでは、決議第3号北朝鮮による韓国・大延坪島砲撃に関する決議（案）の提案理由の説明を行いたいと思います。

お手元に資料を配付してあるかと思いますが、既に御案内のとおり、去る11月23日、北朝鮮は突如、韓国の大延坪島及びその周辺海域に約170発もの砲撃を行い、その結果、韓国軍兵士や基地施設のみならず、一般住民や住宅などの市街地施設、山林にまで多大な被害が及んだようであります。これは無差別砲撃とも呼べる許せぬ暴挙であります。朝鮮戦争の休戦協定は当然に遵守されるべきものでありまして、今般の砲撃は国際社会としても看過できない挑発行為と言わざるを得ません。まして、一般住民を巻き込む武力による挑発は断じて許されない行為であります。

そこで、本議会として今般の北朝鮮の軍事的暴挙に対し、厳重に抗議するとともに、昨年4月からの弾道ミサイル発射や地下核実験に続く一連の核兵器開発も含め、あらゆる軍事的な挑発行為の放棄を強く求めようとするものであります。

一方、政府にあっては国民の安心・安全な生活を脅かすいかなる事態に対しても万全に対処すると同時に、北朝鮮のたび重なる軍事的暴挙に対して、国際社会と緊密に連携し、

新たな制裁措置などを検討するほか、朝鮮半島の恒久平和に向けて、ありとあらゆる外交努力を尽くすことを強く要請しようとするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第3号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

各常任委員長から委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

許可第1号防府市議会議員の辞職について（追加）

○議長（行重 延昭君） ここで伊藤議員から辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、伊藤議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、伊藤議員辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

本件については一身上に関する事柄でありますので、伊藤議員の退席を求めます。

〔伊藤 央君 退席〕

○議長（行重 延昭君） まず、辞職願を局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（森重 豊君） それでは朗読いたします。

辞職願

今般、一身上の都合により、平成22年12月31日をもって辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成22年12月21日

防府市議会議員 伊藤央

防府市議会議長 行重延昭様

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。本件についてはこれを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、伊藤議員の辞職を許可することに決しました。

あいさつ

○議長（行重 延昭君） ここで伊藤議員より、あいさつを申し上げたいとの申し出がありますので、これを許可します。伊藤議員、どうぞ。

〔辞職議員 伊藤 央君 登壇〕

○辞職議員（伊藤 央君） ただいま辞職をお認めいただきというのも変ですが、ありがとうございました。私なりに6年間、議席をいただきながら一生懸命働いてきたつもりであります。さまざまな地域の課題、また、防府市の課題に取り組む中で、もっと違うアプローチでこれらの問題に取り組んでみたいという思いがわきまして、このたびの職を辞するという決心に至ったわけであります。

任期半ばでありまして、任期を半分近く残し、この公職を辞するということについて、私に議席を与えていただきました市民の方々に対して心からおわびを申し上げるものがありますし、また、同僚議員の皆様にも多大な御迷惑をおかけいたすことについても、この場をおかりいたしましておわびを申し上げます。

来年1日からは一般市民となるわけではありますが、私なりの方法で、ふるさとの再生、発展に尽くしてまいりたいと存じております。

最後に、6年前、議席をいただく前は正直なところ市議会議員というのはもっと暇なものだと思っておりました。しかし、仕事をわかればわかるほど、また、年数を重ねれば重ねるほど、やることがどんどんどんどんと、際限なく増えていって、これは本当にゴールがない大変な仕事だなというふうな思いを日々強くしていったのが正直な思いであります。本当に議案を審議するにしても、一般質問を行うにしても、日々の地道な調査・研究活動あってこそ、それがなくてはできないことでもあります。

なかなか首長と違って議員というのは目立たない存在ではありますが、今さまざま、その存在意義が取りざたされておりますが、必ず地方自治にとって必要な存在であると信じております。皆様の今後のますますの御活躍をお祈りいたしまして、お礼と、また、さようならのごあいさつとさせていただきます。お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成22年第7回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきました。ありがとうございました。お疲れでございます。

午後2時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年12月21日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 横 田 和 雄

防府市議会議員 安 藤 二 郎